

今回指定した粒子状物質減少装置の概要

1 DPF

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
株式会社 ACR	ACR PMR PMR-5-03	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 5	平成9年規制適合 ☆特定の原動機を搭載した車両 ランドローバー製 15P 型原動機を搭載している自動車で、車両総重量が2.5トン超3.5以下であるもの 〈条例平成17年規制対応〉	株式会社 ACR 〒242-0007 神奈川県大和市中央林間3-4-14 050-3460-7864
東京濾器株式会社	粒子状物質低減装置 UCS-05BX UCS-05DX UCS-10BX UCS-10DX UCS-10EX UCS-10FX UCS-20BX UCS-20DX	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カテゴリ 1, 2, 3, 4, 5	☆排気量が3,000cc~24,000cc程度の原動機を搭載した車両 〈条例平成15、17年規制対応〉	東京濾器株式会社 営業第一部 営業4グループ 〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台3-12-3 TEL045-945-8521

2 酸化触媒（使用過程車装着用）

東京濾器株式会社	PMC-04TS PMC-06TS PMC-10TS PMC-14TS PMC-14BW PMC-14BL PMC-27TS PMC-27BW PMC-27BL	カテゴリ 2	☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 日産ディーゼル工業製 TD25 トヨタ自動車製 1HD, 3L 型原動機搭載車 〈条例平成15年規制対応〉	東京濾器株式会社 営業第一部 営業4グループ 〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台3-12-3 TEL045-945-8521
		カテゴリ 2, 4	☆平成6年規制適合：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4JG2(エル7), 4HF1, 4HG1, 4HE1, 4HJ1, 6HE1, 6HH1, 6WA1, 6SD1, 6WF1, 6WG1, 8PE1, 10PE1, 12PE1, 10TD1 日野自動車製 J05C, J07C, J08C, M10U, P11C, K13C, K13D, F17D, F20C, F21C 日産ディーゼル工業製 TD27(85PS), TD42(135PS, N125PS), QD32, FD46, FE6, NF6, MD92, PG6, PF6, GE13, RF8, RG8, RH8, RH10 三菱自動車製 4M40(キャンターガッ), 4D33, 4D34(ターボ), 4D35, 4D36, 4M50(ターボ), 4M51, 6D16, 6D16(ターボ), 6D17, 6D24, 6D24(ターボ), 6D40(ターボ), 8DC9, 8DC9(ターボ), 8DC11, 8M20, 8M21, 8M22(ターボ), 10M20 トヨタ自動車製 1HZ マツダ製 R2, WL, VS, TF 型原動機搭載車 〈条例平成15、17年規制対応〉	
		カテゴリ 5	☆平成10年規制適合車：主として都市内一般道路を走行する車両 いすゞ自動車製 4JG2(エル7), 4HF1, 4HG1, 4HJ1, 4HK1, 6HK1, 6HH1, 6HL1, 6SD1, 6WF1, 6WG1, 6TE1, 8PE1, 8TD1, 10PE1, 10TD1 日野自動車製 J05C, S05C, S05D, J07C, J08C, P11C, K13C, F17D, F21C 日産ディーゼル工業製 TD27, TD42(135PS, N125PS), QD32 三菱自動車製 4D33, 4M51, 6M61, 6M70, 8DC11, 8M21 トヨタ自動車製 1HZ, 1HD, 5L, 3C, 4B, 15B マツダ製 R2, WL, VS, TF 型原動機搭載車 〈条例平成17年規制対応〉	

※備考

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K-、N-、P-、S-、U-、W-】の識別番号を持つ車両
- ・平成6年規制適合車とは車検証の型式欄に【KA-、KB-、KC-】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-】の識別番号を持つ車両
- ・〈条例平成15年規制対応〉とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・〈条例平成17年規制対応〉とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの
〔18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制まで）〕
- ・減少装置等の指定を受ける前に指定の申請中であることを表示しての販売等は禁止しています。